

総 評

<評価の高い点>

1、「記録の一元化促進と援助技術の向上」

子どもの記録は、入所時の児童相談所の書類から始まり、育成記録、ケース会議録等その子どもに関する様々な書面が1冊にファイルされています。そのため個別の子どもの状況が、第三者にもわかりやすくなりました。この点においては、子どもへの急な問い合わせ時には、対応が迅速、且つ容易になります。今後は、子どもとの個別面談シートの結果を児童指導計画等の他の様式に対応していく書式化や、ファミリーソーシャルワークの実践記録等も加える等の道筋も見えてきます。また、子どものソーシャルワーク実践記録として支援技術の向上にも反映していくので、更なる一元化の促進にもなるでしょう。

2、「子どもの満足の向上に努めている」

保護者の意向確認は、施設の特性上、面談機会を持ちにくいため、「ふらの国の子寮だより」に担当者の写真とメッセージを添えて送ることで、意向確認の一助としています。食事嗜好調査用紙は、子どもの関心をひくイラスト入りとなっており、行事メニューは子どもが調査用紙に記入して、職員と一緒に決めています。子どもの満足を把握するために、幼少児には「お話しシート」中高生には「聴き取りシート」を使い、子どもと向き合う時間を作っています。年4回実施の聴き取りは、子どもと1：1の時間を確保するために職員が複数で対応しています。調査結果はユニット会議で協議し、日常生活の場面に活かして子どもの満足向上に努めています。

3、「働きやすい職場づくり」

施設では、福利厚生として職員住宅を3棟完備しています。また、研修旅行には一人1万円の補助があり、職員自ら計画して施設見学研修等に出かけています。子どもが寝起きた時の職員が同じであるように断続勤務を取り入れています。午後の勤務が16時から21時までだったのを17時から22時までに変更したことで、記録の時間が取りやすくなり残業の削減にもつながりました。入所施設としては取得が難しい有給休暇は、取得率向上の目標を年度末に立てて実行しています。この目標達成には、職員間で希望の休みを取れるように融通しています。お互いさまの気持ちをもつ姿勢が、職員自ら働きやすい職場づくりを促進しています。

<更なる養育・支援の質向上のために期待される点>

1、「インシデントを支援に活かす」

平成 28 年度より、警察・消防直通の非常通報装置や非常口毎に防犯カメラ 6 台を増設しました。また同年に「事故対応マニュアル」は、事故発生時のフローチャートに改定しました。前回の受審以降、「ヒヤリハット報告書」の書式を 2 回変更する等、更なる改善に努めています。現在は「インシデント報告書」として、インシデント・アクシデント・不審者の項目に分けられ、発生事由、改善策等が記載され管理職が決済するようになっています。しかし、インシデントの収集数が少ないので要因分析にまでは至りませんでした。

支援技術の標準化は職員個々の支援技術だけではなく、インシデントの分析から支援方法を改善していく点にもあります。特に発達障がい児が増加すると、職員の声のかけ方、距離の取り方にも個別支援が必要になり、一人ひとりの子どもに応じた支援の標準化が求められてきます。常に標準化された支援を実践しながら、また評価、改善していくことを繰り返していくにも、客観的な要因分析が必要になります。今後も職員から積極的なインシデントが提出され、支援に活かすことが期待されます。

2、「リービングケアの標準化とアフターケアの明確化」

リービングケアに関しては、希望者には、寮生とは玄関も別の居室を提供され、1 週間の予算を立て一人暮らし体験ができます。子どもの担当職員が退所後の生活に向けた情報提供等、個別対応していますが、個々の担当職員に任された状況が続いているため、現在作成中のリービングケアマニュアルは職員間で差の出ないように標準化した内容となることが期待されます。

アフターケアに関しては、退寮後の子ども同士の交流や在寮の子どもとの交流に別棟集会場を提供していたことがありました。職員が子どもの職場に挨拶に行くこともあり、退所後の接点を増やすことを試みています。アフターケアの記録には、職員が行ったすべてが記載されていません。今後は、記録すべき内容を精査、見直して、施設業務として明確化することが期待されます。

3、「中期計画の策定と事業計画の連動」

中期計画は、平成 26 年度から 31 年度を第一期として策定されています。施設整備として予算を計上していますが、中期計画の収支予算はありません。新たな社会的養護ビジョンにより政策予測がつかない状況であっても予算化が期待されます。計画は、平成 25 年度までの状況と平成 26 年から 31 年度までの現状と課題に言及し、7 つの中期展望に向けて、10 の中期運営目標を設けています。人員計画は、施設運営の質向上と支援役割の専門化促進のために処遇支援部門を増員することとなっています。計画期間中における人員配置基準改正や制度動向に柔軟に対応するための具体的な内容には触れていません。中長期的な

計画は、施設の理念・基本方針を具体化であり、養育・支援を効果的に実施する観点から必要です。児童養護施設の経営環境としての政策動向如何を問わず、より具体化した目標とその目標実現のための計画化が期待されます。

また、単年度の事業計画には、法人と施設の目的の他、基本理念・運営方針に加え養育方針の「豊かな心」「健やかな心」「学ぶ心」「自主自立」を掲げています。中期計画にある10の中期運営目標と交錯して、7つの施設運営方針を設け、ユニットと、給食・医療・心理の全部門共通に努力目標を掲げています。具体的な養育・支援として、ユニットでの指導展開と処遇、家庭との交流までを記載していますが、中期計画から単年度への反映が不明瞭なものとなっています。単年度事業計画では、ユニットと給食・医療・心理の各部門で「良・可・劣」の三段階評価を実施しているので、これに結びつくような中期計画の見直しも期待されます。